

農地法第4条・第5条許可申請に必要な書類一覧兼チェックリスト

	書類の名称	書類の要否・作成上の留意点	チェック
1	許可申請書		
	農地転用許可申請書 (第6号様式)	自己の所有等に係る農地を転用しようとする場合(農地法第4条)に使用する。	
	農地等の転用のための権利移動許可申請書(第11号様式)	農地等を転用するために農地等の権利を取得しようとする場合(農地法第5条)に使用する。	
2	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書) ※法務局	ア 分筆を要する場合は、申請前に分筆登記を済ませてください。 イ 相続を要する場合は、申請前に相続登記を済ませてください。 ウ 発行後3箇月以内の証明書の原本であること。	
3	位置図	ア 縮尺10,000分の1～50,000分の1程度とする。 イ 縮尺及び方位を記入する。	
4	付近見取図	ア 縮尺1,000分の1～5,000分の1程度とする。 イ 縮尺及び方位を記入する。 ウ 申請地の位置、周辺施設との距離及び周辺の農地等の状況が把握できるものとする。	
5	公図の写し ※法務局 ※公図とは、法務局に備え付けられている図面で、土地のおおまかな位置や形状を確定するための地図で、法的な図面です。 ・14条地図 ・14条に準ずる図面 筆界図と間違わないようお願いします。	ア 周辺の土地の地番、現況地目、所有者及び耕作者の氏名等を記入する。 イ 申請地を緑色、一体利用地を黄色で表示する。 ウ 事業実施区域を太い赤線で囲むこと。 エ 道路及び水路は、それぞれ赤色、青色で表示する。 オ 水路については、水流の方向に矢印を付す。 カ 縮尺及び方位を記入する。 キ 謄写した年月日、場所及び氏名を記入する。	
6	地積測量図	一筆の土地の一部を転用する場合に添付し、 ア 一筆全体を表示する。 イ 申請に係る土地の区域及び面積を明示する。 ウ 申請地の位置、周辺施設との距離及び周辺の農地等の状況が把握できるものとする。 エ 縮尺及び方位を記入する。	
7	事業計画書(第7号様式)		
	その1 自己用住宅又は農業関係施設用	自己用住宅(農家住宅を含む。)、農道、農業用水路、農業用倉庫に係る転用の場合に使用する。	
	その2 建売住宅又は宅地分譲用	建売住宅又は宅地分譲に係る転用の場合に使用する。	
	その3 資材置場用	資材、器材等の置場(貸資材置場を含む。)、土砂の仮置場等に係る転用の場合に使用する。	
	その4 その他事業用	共同住宅、店舗、事業所、工場その他の施設、駐車場、展示場その他の広場又は植林に係る転用の場合に使用する。	
8	土地利用計画図兼排水計画図	ア 縮尺250分の1程度とし、縮尺及び方位を記入する。 イ 事業実施区域を太い赤線で囲むこと。 ウ 非農地を一体利用する場合は、事業実施区域全体の図面とし、申請地部分を明示する。 エ 事業実施区域全体の雨水及び排水の流れる方向を矢印で明示する。 オ 排水計画図については、土地利用計画図と一体でも可。	
9	施設計画図	※建築物を建築する場合は、必須。【平面図・立面図等】 ア 縮尺100分の1程度とする。 イ 間取り及び建築面積を明示すること。	
10	資金計画書(第8号様式)		
	自己資金に係る残高証明書・預貯金通帳の写し	自己資金で事業実施する場合に添付し、3箇月以内の原本又は原本の写しとする。	
	借入金に係る融資証明書(参考様式4)及び金融機関以外の融資者に係る残高証明書	借入金で事業実施する場合に添付し、3箇月以内の原本又は原本の写しとする。	

11	被害防除計画書(第9号様式)	ア 第9号様式の注に従い作成する。 イ 該当する番号を○で囲む。 ウ 複数該当する場合は、いずれにも○を付す。	
12	排水計画図	事業の全体面積が3,000㎡未満の場合であって、かつ雨水排水のみである場合は、添付を要しない。 ア 縮尺250分の1程度とすること。 イ 公的な排水路までの水の流れを表示すること。 ウ 流水の方向を矢印で示すこと。	
13	水利計算書	転用面積が3,000㎡以上であって、雨水が直接農業用排水路に放流される場合に添付する。	
14	誓約書	農地第4条・第5条申請を提出される場合は、必ず提出する。 自署される場合は押印の必要ありません。	

<申請者の権利等に関する確認書類>

15	法人の登記事項証明書	法人による申請、又は、申請者以外の法人が当該事業の用に供する場合に添付する。 ア 発行後3箇月以内の証明書の原本であること。	い ず れ か 1 部
	法人の定款又は寄付行為の写し	法人による申請、又は、申請者以外の法人が当該事業の用に供する場合に添付する。(原本証明すること)	
16	役員会の議事録の写し	申請に係る事業が定款等に定められた目的又は業務以外のものである場合に、事業実施の意思決定に係る議事録の写しを添付する。(原本証明すること)	
17	団体の議決機関の議事録の写し	申請者が権利能力なき社団(自治会等)である場合に、事業実施等の意思決定に係る議事録の写しを添付する。(原本証明すること)	
18	委任状	代理申請の場合に添付する。	
19	成年後見登記事項証明書	成年後見人が代理申請する場合に添付する。	
20	共有者等の同意書	共有者又は相続関係人のうちの1名が代表して申請する場合に添付する。ただし、権利の設定又は移転を行う場合は、同意書によらず、共有者全員の連署による申請とする。	
21	所有者、耕作者等の同意書	申請地について申請者の他に所有権。賃借権その他の使用収益権を有する者がいる場合に添付する。	
22	住民票	申請者の住所が市外の場合及び申請者の住所が登記簿に記載された住所と異なる場合に添付する。	
23	相続関係説明図 (相続関係相関図)	登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。	
24	戸籍謄本、戸籍の附票	ア 登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。 イ 親権者が代理申請する場合に添付する。	
	除籍謄本、改製原戸籍		
25	相続放棄証明書、相続放棄申述受理謄本又は遺産分割協議書の写し	登記簿上の所有者の相続人関係者のうちの一部の者が申請する場合に、その者に所有権があることを証するために添付する。	

<関係機関等の意見書・その他>

26	水利関係者の意見書 (参考様式5)	単独浄化槽からの排水又は生活雑排水が未処理で直接農業用排水路に放流される場合に添付する。	
27	他法令に係る許可申請書等の写し	都市計画法に基づく開発行為の許可等、転用事業の実施につき行政庁の許認可を要する場合に添付する。 例) 開発許可等※受付印が押されたものの写し	
28	その他	・法令遵守確認票(必須) ・その他農業委員会が必要と判断した書類 ※申請内容に応じて必要な書類が異なります。事前に農業委員会に確認してください。	

■周辺農地等に係る営農条件(日照・通風等)への支障がないか、近隣住民の生活を害さないか検討された上でご提出ください。また必要に応じて、事前に周辺地権者や住民への周知や同意を得るなど、転用許可後において、苦情のないようお願いします。
■虚偽の申請や届け出は、農地法違反(虚偽申請)で罰則(処分)の対象となります。例) 駐車場で申請して、宅地で売却等